

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
1	○											目次	—	閲覧資料7 既存体育館の減免実績
2	○		1	1	1							第1節 本書の位置づけ	下関市新総合体育館整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、下関市(以下「本市」という。)が下関市新総合体育館整備事業(以下「本事業」という。)の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設業務要求水準」、「工事監理業務要求水準」、「維持管理業務要求水準」、「運営業務要求水準」から構成されている。	下関市新総合体育館整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、下関市(以下「本市」という。)が下関市新総合体育館整備事業(以下「本事業」という。)の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設業務要求水準」、「工事監理業務要求水準」、「維持管理業務要求水準」、「運営業務要求水準」から構成されている。
3	○		1	1	2							第2節 本事業の目的	しかしながら、既存体育館は築後56年を経過し、老朽化に加え、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準を満たしておらず、利用者の安全性やバリアフリー性が懸念されているだけでなく、時代と共に変化する市民のニーズにも対応できなくなっている状況にある。また、近年多発する自然災害に備えた防災機能を有し、本市の防災拠点となる施設の必要性も高まっている。	しかしながら、既存体育館は築後57年を経過し、老朽化に加え、昭和56年に改正された建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく新耐震基準を満たしておらず、利用者の安全性やバリアフリー性が懸念されているだけでなく、時代と共に変化する市民のニーズにも対応できなくなっている状況にある。また、近年多発する自然災害に備えた防災機能を有し、本市の防災拠点となる施設の必要性も高まっている。
4	○		1	1	2							第2節 本事業の目的	本事業は、このような背景を踏まえ、新総合体育館(以下「本施設」という。)を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、民間の資金、経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。	本事業は、このような背景を踏まえ、新総合体育館(以下「本施設」という。)を整備するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、民間の資金、経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。
5	○		4	1	4	2						2.事業方式	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。	本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設等の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が本施設等の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。
6	○		4	1	4	3	(1)					(1) 設計業務	②設計業務(本施設、庭球場及び駐車場)	②設計業務(本施設、庭球場及び駐車場(造成を含む))
7	○		4	1	4	3	(1)					(1) 設計業務	—	⑤ 交付金申請補助業務
8	○		6	1	4	4	(1)					(1) 本市からのサービス対価	(1) 本市からのサービスの対価	(1) 本市からのサービス対価

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
9	○		6	1	4	4	(1)	1)				1)設計・建設・工事監理業務の対価	本市は、設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時及び定期的に支払う。	本市は、設計、建設及び工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時及び定期的に支払う。
10	○		6	1	4	4	(1)	2)				2)維持管理・運営業務の対価	本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。	本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額をもとに決定した金額(本施設及び駐車場利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。
11	○		6	1	4	4	(2)					(2) 本施設及び駐車場利用者から得る収入	(2)本施設利用者から得る収入 本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。	(2)本施設及び駐車場利用者から得る収入 本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設及び駐車場の利用者からの利用料金を収入とすることができる。
12	○		7	1	4	4	(3)					(3) 利用料金等収入の還元	なお、還元方法は、還元割合相当分のキャッシュバックや、市民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案を期待する。	なお、還元方法は、多様な提案を期待する。
13	○		7	1	4	4	(4)					(4) 使用料等の負担	ただし、事業者の本施設を利用した自主事業に係る利用料金及び目的外使用における使用料等は、それぞれ徴収するものとし、使用料等は下関市行政財産使用料条例(平成17年2月13日条例第91号)に基づいて設定する。	ただし、事業者の本施設を利用した自主事業に係る利用料金及び目的外使用における使用料等は、それぞれ徴収するものとし、使用料等は下関市行政財産使用料条例(平成17年条例第91号)に基づいて設定する。
14	○		7	1	4	4	(6)					(6) 減免措置	利用料金及び有料駐車場の料金設定については事業者の提案によるものとするが、減免措置を検討中である。要求水準書の公表に合わせて詳細を示す。	本施設及び有料駐車場の利用料金については事業者の提案をもとに、本市の承認を受けて定めるものとするが、事業者は、 <u>下関市体育施設の設置等に関する条例施行規則(平成23年規則第40号)</u> に定める基準に基づき、本施設の利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、本市では、障害者等に対する減免措置など、同規則の改正を検討している。 駐車場に係る利用料金の減免基準は、事業者からの提案をもとに、本市の承認を受けて定めるものとするが、 <u>下関運動公園内の体育施設利用者や障害者等にとって過度な負担とならないよう配慮した減免基準を期待する。</u>

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
15	○		8	1	4	5	(2)				i)	(2) 設計・建設・工事監理業務段階	事業者は、設計・建設・工事監理業務段階において、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時においてセルフモニタリングを実施し、本市にモニタリング報告書を提出すること。	事業者は、設計、建設及び工事監理業務段階において、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時においてセルフモニタリングを実施し、本市にモニタリング報告書を提出すること。
16	○		8	1	4	5	(2)				ii)	(2) 設計・建設・工事監理業務段階	本市は、工事が設計図書に従って建設されていることを確認するため、事業者の行う工事施工及び工事監理の状況について、工事中随時、市の監督職員による検査及び下関市行政規則(平成17年規則第2号)第23条に規定する上席検査監及び検査監による確認を行い、必要な指導及び助言を行う。	本市は、工事が設計図書に従って建設されていることを確認するため、事業者の行う工事施工及び工事監理の状況について、工事中随時、市の監督職員による確認及び下関市行政組織規則(平成17年規則第2号)第23条に規定する上席検査監及び検査監による確認を行い、必要な指導及び助言を行う。
17	○		10	1	4	6						6.事業スケジュール(予定)	事業契約締結日:令和3年6月頃 事業期間:事業契約締結日～令和21年3月末日 設計・建設期間:事業契約締結日～令和6年6月末日	事業契約成立日:令和3年6月頃 事業期間:本契約成立の通知により指定した日～令和21年3月末日 設計・建設期間:本契約成立の通知により指定した日～令和6年6月末日
18	○		10	1	6							第6節遵守すべき法制度等	本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号。平成27年一部改正。以下「基本方針」という。)並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること。	本事業の実施に当たっては、PFI法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年総理府告示第11号。平成27年一部改正。)並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること。
19	○		13	1	7	1						1. 立地条件	本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。	本施設等が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。
20	○		13	1	7	1						1. 立地条件	インフラ整備状況 汚水排水:北側道路、東側、西側道路の一部にφ200敷設	インフラ整備状況 汚水排水:西側道路にφ250敷設、向洋グラウンド北側、東側通路にφ200敷設
21	○		13	1	7	2						2.敷地条件	本施設が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。	本施設等が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
22	○		14	1	7	4						4.本施設の開館日・開館時間	本施設の開館日・開館時間については、表 1-2を基本とするが、事業者の提案によるものとする。なお、最終的には、本市の条例で定めることとする。 また、休館日の設定に関しては、本市と協議の上、事業者の提案によるものとする。	本施設の開館日・開館時間については、表 1-2を基本とするが、事業者の提案をもとに、本市の承認を受けて、本市の条例で定めることとする。 また、休館日の設定に関しては、事業者の提案をもとに本市と協議の上、定めるものとする。
23	○		15	1	7	6	(1)					(1) 本施設	本施設に係る利用料金の額は、「下関市体育施設の設置等に関する条例」に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める。	本施設に係る利用料金の額は、下関市体育施設の設置等に関する条例(平成17年条例第130号)に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める。
24	○		15	1	7	6	(1)					(1) 本施設	なお、事業者は、表1-6において既に定めのある体育器具及びその他の器具の料金設定については提案することができないものとするが、その他諸室や提案施設、個人利用料等の料金設定については、提案することができるものとする。	なお、事業者は、表1-6において既に定めのある体育器具及びその他の器具の料金設定については提案することができないものとするが、その他諸室や提案施設、個人利用料等の料金設定については提案することができるものとする。
25	○		15	1	7	6	(1)					(1) 本施設	表 1-5 利用料金の目安(参考) 備考： ・消費税・空調・照明代込み ・分割利用での料金設定も可 ・市民、市民以外も同一料金	表 1-5 利用料金の目安(参考) 備考： 左記利用料金には、消費税・空調代・照明代を含む 表下部： ※分割利用での料金設定も可とする。また、空調代や照明代を別途料金設定することも可とする。ただし、市民・市民以外も同一料金とし、消費税込みの料金を提案すること。
26	○		17	1	7	6	(2)					(2) 駐車場(有料駐車場)	駐車場のうち、有料駐車場の利用料金は、事業者の提案に基づき設定するものとするが、設定に当たっては、隣接する下関市立市民病院の有料駐車場の利用料金を参考に定めること。 なお、減免措置等を検討中であり、要求水準書の公表に合わせて詳細を示す。	駐車場のうち、有料駐車場の利用料金は、事業者の提案に基づき設定するものとするが、設定に当たっては、隣接する下関市立市民病院の有料駐車場の利用料金を参考に定めること。
27	○		20	1	7	10						10.事業期間終了時の措置	事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。 なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)	事業期間の終了時、事業者は、本施設及び駐車場から速やかに退去すること。 なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設及び駐車場について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
28	○		22	2	1	1	(2)	2)				2)備品等	備品等は、「資料6 備品等リスト(参考仕様)」に基づき、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。	備品等は、「資料6 備品等リスト(参考仕様)」に基づき、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)に則って調達・配置すること。
29	○		23	2	1	1	(4)					(4)ユニバーサルデザイン	利用者等が本施設(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、子どもから高齢者・障害者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の認定は不要)。	利用者等が本施設(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、子どもから高齢者・障害者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年法律第91号)の認定は不要)。
30	○		24	2	1	2	(5)					(5)騒音の影響への配慮	計画地は主要には第2種住居地域であり、参考として騒音規制法(対象外)の規制基準は昼間(8～18時)は60dB以下、朝(6～8時)及び夕(18～21時)は50dB以下、夜間(21～6時)は45dB以下とされている。	計画地は主要には第2種住居地域であり、参考として騒音規制法(昭和43年法律第98号)(対象外)の規制基準は昼間(8～18時)は60dB以下、朝(6～8時)及び夕(18～21時)は50dB以下、夜間(21～6時)は45dB以下とされている。
31	○		28	2	1	4	(2)	10)			ii)	10)拡声設備	ii)放送は、事務室から屋内外に個別、一斉放送ができること(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。	ii)放送は、事務室から屋内外に個別、一斉放送ができること(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。また、メインアリーナと多目的ホールは放送区域を分け、個別に放送できるようにすること。
32	○		28	2	1	4	(2)	10)			v)	10)拡声設備	—	v)既存のクラブハウスから本事業で整備する庭球場へ放送ができるようにすること。
33	○		30	2	1	4	(2)	19)			iii)	19)映像設備	iii)スポーツ、その他のイベント時においては、アリーナでの活動の様子が容易にビジョンに表示させることができることなど、市民にも利用しやすい機能を有するものとする。	iii)スポーツ、その他のイベント時においては、アリーナでの活動の様子が容易にビジョンに表示させることができることなど、市民にも利用しやすい機能を有するものとする。
34	○		31	2	1	4	(3)	2)			iii)	2)換気設備	iii)外気を取り込む換気経路には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。	iii)外気を取り込む換気経路には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。
35	○		32	2	1	4	(4)	4)			v)	4)衛生器具設備	v)小便器は自動洗浄とし、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。	v)小便器は自動洗浄とし、そのうち1以上の周囲に手摺を設けること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
36	○		32	2	1	4	(4)	4)			vi)	4) 衛生器具設備	vi)多目的トイレのうち各階一箇所以上はオストメイトに対応した設備およびおむつ交換や衣類の着脱等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。	vi)多目的トイレのうち各階一箇所以上はオストメイトに対応した設備及びおむつ交換や衣類の着脱等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。
37	○		33	2	1	5						5. 周辺インフラとの接続	本施設と周辺インフラとの接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者への確認、調整を行うこと。また、接続に当たっての工事費用、その他の初期費用等が需要者負担となる場合には、事業者の負担とする。	本施設と周辺インフラとの接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者への確認、調整を行うこと。また、接続に当たっての工事費用、その他の初期費用等が需要者負担となる場合には、事業者の負担とする。 <u>なお、本施設等を整備するに当たり、既存施設のインフラに影響を与える場合は、事業者の負担により敷設替え等を行い、機能を確保すること。</u>
38	○		34	2	1	5	(2)				ii)	(2) 上水道	ii) 水道メーターは既存体育館からの転用を可能とするが、増径等により納付金が必要となる場合は事業者の負担とする。	ii) 水道メーターは解体・撤去対象施設からの転用を可能とするが、増径等により納付金が必要となる場合は事業者の負担とする。
39	○		36	2	2	1	(1)	1)			v)	1) 共通	v)内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。球技等の競技に応じた壁面の破損等の対策を十分に行う。	v)内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。球技等の競技に応じた壁面の破損等の対策を十分に行うこと。
40	○		37	2	2	1	(1)	1)			xvi)	1) 共通	xvi)Bリーグ、Vリーグ、Tリーグ、S/Jリーグの試合開催を想定し、各リーグの施設基準に準拠した計画とすること。ホームアリーナとしての施設基準は条件としないが、可能な限り配慮する。	xvi)Bリーグ、Vリーグ、Tリーグ、S/Jリーグの試合開催を想定し、各リーグの施設基準に準拠した計画とすること。ホームアリーナとしての施設基準は条件としないが、可能な限り配慮すること。
41	○		41	2	2	1	(1)	5)			i)	5) 事務室	i) 事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。なお、事務室は事業者用のみの設置でよい。	i) 事務室は、施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。なお、 <u>事務室内又は隣接した室に下関市社会福祉協議会職員4名程度(最大4名)が常駐し、障害者スポーツ支援業務を行うためのスペースを確保するものとする。ただし、社会福祉協議会職員が使用する備品等は本事業の対象から除くものとする。</u>
42	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	iii)	イ トイレ	iii)小便器には汚垂石または汚垂タイルを設けること。	iii)小便器には汚垂石又は汚垂タイルを設けること。
43	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	iv)	イ トイレ	iv)本施設の建物外部から利用できるトイレ(男・女・多目的)を設けること。設置箇所数、設置基数、設置形態(男女出入口一体または分散、等)については事業者の提案による。	iv)本施設の建物外部から利用できるトイレ(男・女・多目的)を設けること。設置箇所数、設置基数、設置形態(男女出入口一体又は分散、等)については事業者の提案による。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
44	○		44	2	2	1	(1)	6)	⑥	オ	ii)	オその他	ii)降雨時の車両によるアプローチに配慮し、車寄せ土庇等を設置すること。	ii)降雨時の車両によるアプローチに配慮し、車寄せ及び庇等を設置すること。
45	○		44	2	2	1	(1)	7)	①		v)	①共通	—	iv)敷地内の各施設の利便性、安全性及び機能性に配慮して必要に応じて造成(盛土及び切土)を行うとともに、擁壁等を整備する場合には安全性や景観に配慮すること。
46	○		46	2	2	1	(1)	7)	⑥		x)	⑥その他	x)懸垂幕及び掲揚台を設置すること、規模及び設置箇所・基数は事業者の提案による。	x)懸垂幕及び掲揚台を設置すること。規模及び設置箇所・基数は事業者の提案による。
47	○		47	2	2	1	(2)					(2) 提案施設	本市負担: 躯体、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等 事業者負担: 内装、空調機器、衛生器具、什器・備品、その他必要なもの	本市負担: 躯体、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等 事業者負担: 内装、空調機器、衛生器具、備品等、その他必要なもの
48	○		48	2	2	2	(2)				iv)	(2) 憩いの広場	iv)本施設等の建設工事期間中において、工事の円滑な施工に寄与するため、工事用車両の出入りによる下関運動公園内広場(下関市向洋グラウンド)南側の広場の使用禁止が想定されており、一部の既設遊具の移動または撤去が求められる。	iv)本施設等の建設工事期間中において、工事の円滑な施工に寄与するため、工事用車両の出入りによる下関運動公園内広場(下関市向洋グラウンド)南側の広場の使用禁止が想定されており、一部の既設遊具の移動又は撤去が求められる。
49	○		50	2	3	1						1.業務の対象範囲	設計業務は、本施設、庭球場及び駐車場を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。	設計業務は、本施設、庭球場及び駐車場(造成を含む。)を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。
50	○		51	2	3	1					xiii)	1.業務の対象範囲	xiii)事業者は、必要に応じて、土壤汚染対策法に準拠した調査を行うこと。調査及び対応工事が必要となった場合、その費用は本市にて負担する。	xiii)事業者は、必要に応じて、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に準拠した調査を行うこと。調査及び対応工事が必要となった場合、その費用は本市にて負担する。
51	○		53	2	3	5					i)	5.テクリスの登録	i)受注時登録データの登録期限は、契約締結後10日以内とする。	i)受注時登録データの登録期限は、契約成立後10日以内とする。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
52	○		55	2	3	9						9. 交付金申請補助	—	9. 交付金申請補助 本市は、以下の交付金を申請する予定である。事業者は、設計、建設及び工事監理業務の実施にあたり、市が交付金等を申請するために必要な対応を行うこと。 i) 都市構造再編集中支援事業(国土交通省) ii) その他対象となる交付金等
53	○		59	3	3	4	(2)				ii)	(2) 備品等設置業務 ii)備品等の仕様については、事業者の提案を受け、各競技団体が確認の上可能な範囲で調整ののち決定するが、各種競技に関する備品は、調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達すること。スポーツ用具・器具は、各種競技協会の認定品を基本とすること。	ii)備品等の仕様については、事業者の提案をもとに、各競技団体が確認の上可能な範囲で調整ののち決定するが、各種競技に関する備品は、調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達すること。スポーツ用具・器具は、各種競技協会の認定品を基本とすること。	
54	○		60	3	3	4	(3)				vii)	(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務 vii)建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。	vii)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)による特定建設資材については、再資源化に努めること。	
55	○		60	3	3	4	(3)				viii)	(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務 viii)廃棄物等の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理すること。	viii)廃棄物等の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき処理すること。	
56	○		63	3	3	4	(6)	5)			ii)	5)コリンズの登録について (ア)受注時登録データの提出期限は、契約締結後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。	(ア)受注時登録データの提出期限は、契約成立後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。	
57	○		64	3	3	4	(6)	9)			vii)	9)ダンプトラック等による過積載等の防止について vii)[土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法]の目的に鑑み、第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	vii)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)の目的に鑑み、第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	
58	○		65	3	3	4	(6)	11)	①		ii)	11)各種調査への協力について ii)事業者は、公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。	ii)事業者は、公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。	

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
59	○		69	3	3	5	(1)	2)				2)本市の完成確認	本市は、事業者による自主完成検査終了後に、下関市工事検査規則(平成17年2月13日制定)に準じた完成確認、中間確認及び出来形確認を実施する。	本市は、事業者による自主完成検査終了後に、下関市工事検査規則(平成17年規則第236号)に準じた完成確認、中間確認及び出来形確認を実施する。
60	○		70	3	3	5	(1)	2)			v)	2)本市の完成確認	v)事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再確認を受けること。なお、再検査の手続きは完成確認の手続きと同様とする。	v)事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再確認を受けること。なお、再確認の手続きは完成確認の手続きと同様とする。
61	○		73	5	1	1						1.業務の対象範囲	事業者は、維持管理業務仕様書、年間業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、本施設機能を維持し、施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること(「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」参照)。	事業者は、維持管理業務仕様書、年間業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、本施設及び駐車場の機能を維持し、施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること(「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」参照)。
62	○		73	5	1	3						3. 維持管理業務仕様書	3. 維持管理業務に係る仕様書	3. 維持管理業務仕様書
63	○		74	5	1	4					ii)	4.維持管理業務に係る年間業務計画書	ii)本施設が有する性能を保つこと。	ii)本施設及び駐車場が有する性能を保つこと。
64	○		74	5	1	4					v)	4.維持管理業務に係る年間業務計画書	v)本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康被害を未然に防ぐこと。	v)本施設及び駐車場の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康被害を未然に防ぐこと。
65	○		74	5	1	5						5.維持管理業務に係る業務報告書等	この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。	この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。
66	○		75	5	1	6						6.各種提案	維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の年間業務計画書に反映すること。	維持管理業務の実施結果の分析及び評価をもとに、各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の年間業務計画書に反映すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
67	○		78	5	3							第3節 建築設備保守管理業務	事業者は、本施設の建築設備全般に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運営が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。	事業者は、本施設の建築設備全般に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消防法(昭和23年法律第186号)の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運営が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
68	○		82	5	6	1	(1)				i)	(1) 共通	i)事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、清掃等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。	i)事業者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、清掃等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。
69	○		82	5	6	2	(1)				iv)	(1) 共通	また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の特定調達物品の使用等、地球環境に配慮した物品の使用に努めること。	また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)の特定調達物品の使用等、地球環境に配慮した物品の使用に努めること。
70	○		83	5	6	2	(2)				i)	(2) 日常清掃業務	i)利用者が快適に本施設を利用できるよう、屋外(駐車場を含む外構等)及び屋内の床・階段・手すり等の清掃・ごみ拾い、テーブル・椅子等の備品の清掃、ごみの収集・処理等を日常的に実施し、美観と衛生を保つこと。	i)利用者が快適に本施設を利用できるよう、屋外(駐車場を含む外構等)及び屋内の床・階段・手摺等の清掃・ごみ拾い、テーブル・椅子等の備品の清掃、ごみの収集・処理等を日常的に実施し、美観と衛生を保つこと。
71	○		83	5	6	2	(3)				i)	(3) 定期清掃業務	なお、定期清掃は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき実施すること。	なお、定期清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関連法令等に基づき実施すること。
72	○		85	5	8							第8節 修繕業務	事業者は、本施設及び駐車場における建築物、建築設備等について、各保守管理業務等と一体的に修繕を実施すること。ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいう。なお、事業期間内の本施設及び駐車場の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず事業者が行う業務に含めるものとする。	事業者は、本施設及び駐車場における建築物、建築設備等について、各保守管理業務等と一体的に修繕を実施すること。ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まない。なお、事業期間内の本施設及び駐車場の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず事業者が行う業務に含めるものとする。
73	○		86	6	1	3						3. 運営業務仕様書	3. 運営業務に係る仕様書	3. 運営業務仕様書

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
74	○		87	6	1	5						5.運営業務に係る業務報告書等	事業者は、運営業務に係る業務報告書(本施設の利用状況(施設別の利用者数、利用料金収入及び管理経費等の収支状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等)を含むもの)を「月次業務報告書」、「年間業務報告書」として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可書等と併せて本市に提出すること。	事業者は、運営業務に係る業務報告書(本施設及び駐車場の利用状況(施設別の利用者数、利用料金収入及び管理経費等の収支状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等)を含むもの)を「月次業務報告書」、「年間業務報告書」として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可書等と併せて本市に提出すること。
75	○		88	6	1	7	(3)				ii)	(3) 業務従事者	ii) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知すること。なお、障害者の利用に配慮し、公認障害者スポーツ指導者の有資格者を常駐させることを想定しているが、要求水準書の公表に合わせて詳細を示す。	ii) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知すること。障害者の利用に配慮し、公認障害者スポーツ指導者の有資格者(初級以上)を1名以上常駐させること。また、事業者は、下関市社会福祉協議会が行う障害者スポーツ支援業務が円滑に実施できるよう協力すること。
76	○		91	6	2							第2節 開業準備業務	事業者は、所定の運営開始日に開業できるよう、かつ運営開始後、円滑に業務を実施できるよう、業務実施に必要な人員の配置、業務従事者の研修、運営開始前の広報活動、予約システムの構築及び運用方法の習得、施設の運営リハーサル等を実施し、施設の開業に向けた準備に万全を期すこと。	事業者は、所定の運営開始日に開業できるよう、かつ運営開始後、円滑に業務を実施できるよう、業務実施に必要な人員の配置、業務従事者の研修、運営開始前の広報活動、予約システムの運用方法の習得、施設の運営リハーサル等を実施し、施設の開業に向けた準備に万全を期すこと。
77	○		92	6	2	2						2.予約システム整備業務	i)事業者は、運営開始日の3か月前までに、利用者登録及び本施設の予約ができるように施設予約システムを独自に整備し、事業期間中その維持管理及び運営を行うこと。	事業者は、運営開始日の3か月前までに、利用者登録及び本施設の予約ができるよう予約システムを整備すること。整備に当たっては、本市が運用する公共施設予約システムを利用することを想定しているが、別途予約システムを整備する提案を妨げるものではない。 なお、別途予約システムを整備する場合は、以下の事項に留意し、事業期間中その維持管理及び運営を行うこと。
78	○		93	6	2	3						3.広報活動及び予約受付業務	v)本施設及び備品の利用について、利用方法、予約方法、利用料金等に関する規則を作成すること。また、予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法を定めた規定を作成すること。なお、作成に当たっては、本市と協議を行い、総括責任者が内容を確認の上、本市の承認を受けることにより、予約受付を開始することができるものとする。	v)本施設及び備品の利用について、利用方法、予約方法、利用料金等に関する規則を作成すること。また、予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法を定めた規定を作成すること。なお、作成に当たっては、本市と協議を行い、総括責任者が内容を確認の上、本市の承認を受けることにより、予約受付を開始することができるものとする。
79	○		96	6	3	6					ii)	6.庶務業務	なお、利用者に関する情報等を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」及びその他関連法令を遵守すること。	なお、利用者に関する情報等を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他関連法令を遵守すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前(令和2年7月22日公表版)	修正後(令和2年10月1日公表版)
80	○		97	6	5	1					ii)	1.総則	ii)有料駐車場の営業時間は8時30分から22時30分までは営業するものとし、事業者提案を踏まえて決定する。	ii)有料駐車場の営業時間は8時30分から22時30分までは営業するものとし、事業者提案をもとに決定する。
81	○		98	6	5	2					i)	2. 駐車料金収納業務	・定期券の発行等の料金メニュー等	・定期券の発行等の料金メニュー 等
82	○		100	6	6	3					vii)	3.自動販売機の設置及び運営を行う場合	vii)行政財産の目的外使用に係る使用料は、「下関市行政財産使用条例」の定めるところにより算出した金額とする。	vii)行政財産の目的外使用に係る使用料は、下関市行政財産使用料条例の定めるところにより算出した金額とする。
83	○		100	6	6	4					i)	4.提案施設において飲食や物販等を行う場合	i)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日以内の場合、その利用料金は、「下関市体育施設の設置等に関する条例」の別表第7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める金額とする。	i)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日以内の場合、その利用料金は、下関市体育施設の設置等に関する条例の別表第7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める金額とする。
84	○		100	6	6	4					ii)	4.提案施設において飲食や物販等を行う場合	ii)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日を超える場合、その利用料金は、「下関市行政財産使用条例」の定めるところにより算出した上記使用料以上で、事業者が提案する金額とする。	ii)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日を超える場合、その利用料金は、下関市行政財産使用料条例の定めるところにより算出した上記使用料以上で、事業者が提案する金額とする。
85	○		101	6	6	5					ii)	5.本施設の一部を利用した広告事業を行う場合	ii)事業者による本広告事業の提案がない場合または事業者が広告主の募集等を行わない場合、本市は自ら広告主の募集等を行うことや事業者以外の者に本広告事業に関する業務を委託することができるものとする。	ii)事業者による本広告事業の提案がない場合又は事業者が広告主の募集等を行わない場合、本市は自ら広告主の募集等を行うことや事業者以外の者に本広告事業に関する業務を委託することができるものとする。
86		6										資料6 備品等リスト(参考仕様)	(別紙1参照)	
87		7										資料7 電気・機械要求性能表	(別紙2参照)	

修正前（令和2年7月22日公表版）

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

10 ページ

			貴重品ロッカー	3	台	
94			下足オープン棚 8段	30	台	メインアリーナ前
95			コミュニケーションボード	50		
96			ホール部材キャスター付き	60		
97			ワイヤーフック	100		
98		2階ロビー	下足オープン棚 8段	12	台	多目的ホール前
99		更衣室・シャワー室(男女)	6人用更衣ロッカー 木金ナット	160	台	
100			キーインタグバンド	1500	本	
101			ナンバープレート	960	本	
102			木製ベンチ	30	台	
103			電波時計	4	台	
104			シャワーブース	16	式	
105		備蓄倉庫	軽中量200ノボルトレスラック 天地5段	64	台	
106		トイレ(男)	手洗いカウンター	適宜		洗面器のうち1つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)
107			鏡	適宜		
108			水石鹸入	適宜		
109			ハンドドライヤー	2	台	
110			多機能便座	各ブ ス1	台	温水洗浄機能付き暖房便座 幼児用補助便座を併設
111			紙巻器	適宜		スベア付
112			便座クリーナー用ディスプレイ	各ブ ス1	台	
113			大・小便器	適宜		小便器のうち一つに手摺設置 大便器はすべて洋式
114			ベビーチェア	各ブ ス1	台	全ブースに設置
115			掃除用具ブース	1		
116		トイレ(女)	手洗いカウンター	適宜		洗面器のうち1つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)
117			鏡	適宜		
118			水石鹸入	適宜		
119			ハンドドライヤー	2	台	
120			カウンター(化粧台)	適宜		
121			ドレッサー(姿見)	適宜		パウダールーム用
122			多機能便座	各ブ ス1	台	温水洗浄機能付き暖房便座 幼児用補助便座を併設
123			紙巻器	適宜		スベア付

修正後（令和2年10月1日公表版）

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

10 ページ

102			木製ベンチ	30	台	
103			電波時計	4	台	
104			シャワーブース	16	式	
105		備蓄倉庫	軽中量200ノボルトレスラック 天地5段	64	台	
106		トイレ(男)	手洗いカウンター	適宜		洗面器のうち1つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)
107			鏡	適宜		
108			水石鹸入	適宜		
109			ハンドドライヤー	適宜		
110			多機能便座	各ブ ス1	台	温水洗浄機能付き暖房便座
111			幼児用補助便座	適宜		
112			幼児用小便器	適宜		
113			紙巻器	各ブ ス1	台	スベア付
114			便座クリーナー用ディスプレイ	各ブ ス1	台	
115			大・小便器	適宜		各便器のうち一つ以上は手摺設置 大便器はすべて洋式
116			ベビーチェア	適宜		
117			掃除用具ブース	適宜		
118		トイレ(女)	手洗いカウンター	適宜		洗面器のうち1つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)
119			鏡	適宜		
120			水石鹸入	適宜		
121			ハンドドライヤー	適宜		
122			カウンター(化粧台)	適宜		
123			ドレッサー(姿見)	適宜		
124			多機能便座	各ブ ス1	台	温水洗浄機能付き暖房便座
125			幼児用補助便座	適宜		
126			紙巻器	各ブ ス1	台	スベア付
127			便座クリーナー用ディスプレイ	各ブ ス1	台	
128			便器	各ブ ス1	台	すべて洋式
129			ベビーチェア	適宜		
130			チャームボックス(汚物入)	各ブ ス1	台	壁固定式
131			擬音装置	各ブ ス1	台	人感センサー方式が望ましい
132			掃除用具ブース	適宜		
133		トイレ(多目的)	手洗いカウンター	適宜		バリアフリー洗面、壁埋込手洗、自動水 栓、床水垂れに配慮 ステンレス手摺を設置
134			鏡	適宜		

修正前（令和2年7月22日公表版）

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

11 ページ

124		便座クリーナー用ディスペンサー	各ブース1	台	
125		便器	適宜		すべて洋式
126		ベビーチェア	各ブース1	台	全ブースに設置
127		チャームボックス(汚物入)	適宜		全ブースに設置 壁固定式
128		擬音装置	適宜		全ブースに設置 人感センサー方式が望ましい
129		掃除用具ブース	1		
130	トイレ(多目的)	手洗いカウンター	適宜		バリアフリー洗面、壁埋込手洗、自動水栓、床水垂れに配慮 ステンレス手摺を設置
131		鏡	適宜		
132		水石鹸入	適宜		
133		ハンドドライヤー	1	台	
134		身体障害者用便器	1		幼児用補助便座を併設 温水洗浄機能付暖房便座
135		紙巻器	適宜		
136		便座クリーナー用ディスペンサー	1	台	
137		ベビーベッド	1	台	開閉式
138		チャームボックス(汚物入)	適宜		壁固定式
139		ステンレス手摺	適宜		可動式を含む
140		緊急呼出装置	1	台	全ブースに設置
141		オストメイト設備	1	式	汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー (シングルレバー混合水栓)、水石鹸入、手荷物棚等を近くに配置 各階に1か所以上
142		荷物棚・フック等	適宜		
143		幼児用小便器	1		
144		ベビーチェア	1	台	全多目的トイレに設置
145		折りたたみ式簡易ベッド	1	台	各階に1か所以上

修正後（令和2年10月1日公表版）

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

11 ページ

135		水石鹸入	適宜		
136		ハンドドライヤー	適宜		
137		身体障害者用便器	適宜		幼児用補助便座を併設 温水洗浄機能付暖房便座
138		紙巻器	適宜		
139		便座クリーナー用ディスペンサー	適宜		
140		ベビーシート	適宜		開閉式
141		チャームボックス(汚物入)	適宜		壁固定式
142		ステンレス手摺	適宜		可動式を含む
143		緊急呼出装置	適宜		
144		オストメイト設備	1	式	汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー (シングルレバー混合水栓)、水石鹸入、手荷物棚等を近くに配置 各階に1か所以上
145		荷物棚・フック等	適宜		
146		幼児用便器	適宜		
147		ベビーチェア	適宜		
148		折りたたみ式簡易ベッド	適宜		各階に1か所以上

修正前（令和2年7月22日公表版）

添付資料7 電気・機械要求性能表

多目的ホール																
競技場	1500以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
観客席	500以上	適宜	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	
器具庫	150以上	適宜	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	
多目的室	500以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
事務室	750以上	適宜	○	○	○	○	○	○	○	—	表示	○	○	○	○	手洗い、ミニキッチン
共用部等																
エントランスホール	300以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
更衣室・シャワー室	200以上	適宜	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○	手洗い設置
備蓄倉庫	150以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
トイレ	200以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—	—	—	手洗い、スロップシンク設置
階段・廊下	200以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	ロビー、廊下は空調設置
機械室・電気室	150以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	手洗い設置

修正後（令和2年10月1日公表版）

添付資料7 電気・機械要求性能表

多目的ホール																
競技場	1500以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
観客席	500以上	適宜	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	
器具庫	150以上	適宜	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	
大会本部室	500以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
多目的室	500以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
事務室	750以上	適宜	○	○	○	○	○	○	○	—	表示	○	○	○	○	手洗い、ミニキッチン
うち社会福祉協議会スペース	750以上	適宜	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	○	○	NTTへの申込・支払等は除く
共用部等																
エントランスホール	300以上	適宜	—	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	
更衣室・シャワー室	200以上	適宜	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○	手洗い設置
備蓄倉庫	150以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
トイレ	200以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—	—	—	手洗い、スロップシンク設置
階段・廊下	200以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	ロビー、廊下は空調設置
機械室・電気室	150以上	適宜	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	機械室は手洗い設置